

第115期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

福島県郡山市中町19番1号
当行本店大会議室（6階）

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

お土産の配布取り止めについて

本年から、株主総会にご出席の株主さまへのお土産は取り止めさせていただきます。

何卒ご理解の程お願い申し上げます。



大東銀行

証券コード：8563

目次

第115期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	4
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	13
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	16
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	22
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	22
添付書類	
第115期事業報告	
1. 当行の現況に関する事項	23
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項	31
3. 社外役員に関する事項	33
4. 当行の株式に関する事項	36
5. 当行の新株予約権に関する事項	37
6. 会計監査人に関する事項	38
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	39
8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	39
9. 特定完全子会社に関する事項	44
10. 親会社等との間の取引に関する事項	44
11. 会計参与に関する事項	44
12. その他	44
第115期計算書類	
貸借対照表	45
損益計算書	46
第115期連結計算書類	
連結貸借対照表	47
連結損益計算書	48
監査報告書	
会計監査人の監査報告書謄本	49
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	51
監査役会の監査報告書謄本	53

(証券コード8563)
2020年6月3日

株 主 各 位

福島県郡山市中町19番1号

株式会社 **大東銀行**

取締役社長 **鈴木孝雄**

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況を踏まえまして、株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために、株主さまには可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当日の現状に応じ当行の判断により、株主総会会場において株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福島県郡山市中町19番1号 当行本店大会議室（6階）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1.第115期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2.第115期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

-
-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.daitobank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 株主資本等変動計算書
 - ② 個別注記表（計算書類の注記）
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表（連結計算書類の注記）
 - ◎ 本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.daitobank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第115期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、引き続き経営基盤の充実と経営体質の強化を図るための効果的な投資等に有効に活用してまいります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金30円 総額 380,182,770円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当行は、迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定するガバナンス体制を構築し、監督・牽制機能を維持・強化しつつガバナンスのスリム化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（2015年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。移行にあたり、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任する事ができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 取締役会の議長については、効率的・効果的に質の高い議論を行うため、社内の幅広い業務や執行状況に精通している取締役社長とするものであります。
- (4) 業務執行取締役でない取締役が、期待される役割を十分に発揮することができるようにするために、業務執行取締役ではない取締役とも責任限定契約を締結できるように、現行定款第25条（社外取締役との責任限定契約）を一部変更して、変更案第32条（取締役の責任免除）とするものであります。なお、これにつきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) 単元未満株式の権利についての規定を新設するために、所要の変更を行うものであります。
- (6) 株主総会議事録の記録・保存についての規定を新設するために、所要の変更を行うものであります。
- (7) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条 (条文省略) (本店の所在地)	第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地)
第3条 当銀行は、本店を郡山市におく。	第3条 当銀行は、本店を郡山市に置く。

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告にすることができない場合は、福島市において発行する福島民報および福島民友に掲載する。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査等委員会 <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、福島市において発行する福島民報および福島民友に掲載する。</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第6条～第8条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第6条～第8条 (現行どおり) (<u>单元未満株式についての権利</u>)</p>
<p>第9条 (条文省略) (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>第9条 当銀行の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
<p>第10条 (株式取扱規程)</p> <p>第11条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第10条 (現行どおり) (株式取扱規程)</p> <p>第11条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人) 第11条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ (条文省略) 第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条 (条文省略) (議 長) 第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。 (新設)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第18条 当銀行の取締役は、18名以内とする。 (新設)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第12条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。</u> ③ (現行どおり) 第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 (現行どおり) (削除)</p> <p><u>(招集権者および議長)</u> 第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第16条～第18条 (現行どおり) <u>(議事録)</u> 第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、当銀行に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(員 数) 第20条 当銀行の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、7名以内とする。 ② 当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(選 任)</p> <p>第19条 当銀行の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 前項の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選 任)</p> <p>第21条 当銀行の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p><u>(取締役の任期)</u></p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p><u>(任 期)</u></p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(取締役会)</u> 第21条 取締役をもって取締役会を組織する。</p>	(削除)
<p>② <u>取締役会に関する事項は、定款の規定のほか取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	
<p><u>(取締役会の招集)</u> 第22条 取締役会は、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、</p>	(削除)
<p><u>取締役社長がこれに代り、また取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p>	
<p>② <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。</u></p>	
<p>③ <u>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</u></p>	
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 (条文省略)</p>	(代表取締役および役付取締役) 第23条 (現行どおり)
<p>② (条文省略)</p>	② (現行どおり)
<p>③ <u>取締役社長は、取締役会の決議を執行し業務を統轄する。</u></p>	(削除)
<p>④ <u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐し業務を分掌する。</u></p>	(削除)
<p>⑤ <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により取締役副社長、専務取締役または常務取締役がこれに代り取締役社長の職務を行う。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(取締役会の招集権者および議長)</u>
	<p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
(新設)	<u>(取締役会の招集通知)</u>
	<p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。</p>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<p>第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。</p>
(取締役会の決議の省略)	<u>(取締役会の決議の省略)</u>
第24条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
(新設)	<u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u>
	<p>第28条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(取締役会規程)</u> 第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(新設)	<u>(報酬等)</u> 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第25条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	<u>(取締役の責任免除)</u> 第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会	(削除)
<u>(員 数)</u> 第26条 当銀行の監査役は、5名以内とする。	(削除)
<u>(選 任)</u> 第27条 当銀行の監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(削除)

現行定款	変更案
<p>② <u>前項の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会)</u></p>	(削除)
<p><u>第30条 監査役全員をもって監査役会を組織する。</u></p>	
<p>② <u>監査役会に関する事項は、定款の規定のほか監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	(削除)
<p><u>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。</u></p>	
<p>② <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</u></p>	
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	

現行定款	変更案
<p data-bbox="306 260 571 290">第6章 計 算</p> <p data-bbox="152 334 269 359">(事業年度)</p> <p data-bbox="137 370 737 430">第33条 当銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p data-bbox="137 441 474 468">第34条～第36条 (条文省略)</p> <p data-bbox="405 511 474 538">(新設)</p>	<p data-bbox="931 260 1195 290">第5章 計 算</p> <p data-bbox="780 334 896 359">(事業年度)</p> <p data-bbox="765 370 1365 430">第33条 当銀行の事業年度は、<u>毎年</u>4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p data-bbox="765 441 1126 468">第34条～第36条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="765 511 817 538">附則</p> <p data-bbox="780 548 1195 576"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="787 586 1369 756">第115期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位及び担当
1	鈴木 孝雄 <small>すずき たかお</small> 再任 社内	取締役社長（代表取締役） 監査部担当
2	岡 安廣 <small>おか やすひろ</small> 再任 社内	常務取締役（代表取締役） 審査部、証券国際部担当
3	三浦 謙一 <small>みうら けんいち</small> 再任 社内	常務取締役（代表取締役） 経営部長 経営部、総務部担当
4	大里 裕昭 <small>おおさと ひろあき</small> 再任 社内	取締役 証券国際部長

再任 …再任取締役候補者

社内 …社内取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
<p>再任</p> <p>1</p>	<p>すずき たか お 雄 鈴 木 孝 雄</p> <p>(1953年11月15日生)</p>	<p>1976年4月 当行入行 1996年2月 同 うねめ支店長 1998年3月 同 本店営業部副部長 2001年4月 同 二本松支店長 2003年3月 同 朝日エリア長兼朝日支店長 2004年6月 同 常務取締役 2008年6月 同 専務取締役 2010年6月 同 取締役社長（代表取締役） 現在に至る 【担当】 監査部</p>	<p>11,000株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p>			
<p>支店長を歴任し豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2004年の常務取締役就任以来、専務取締役を歴任するなど経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。</p>			
<p>再任</p> <p>2</p>	<p>おか やす ひろ 廣 岡 安 廣</p> <p>(1955年11月30日生)</p>	<p>1974年4月 当行入行 1999年3月 同 石川支店長 2001年4月 同 川俣支店長 2003年3月 同 白河支店長 2004年6月 同 債権管理部長 2008年7月 同 執行役員審査部長 2010年6月 同 取締役審査部長 2013年6月 同 常務取締役（代表取締役） 現在に至る 【担当】 審査部、証券国際部</p>	<p>3,300株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p>			
<p>支店長や債権管理部長、審査部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2010年の取締役就任以来、経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 普通株式数
再任 3	み 三 うら 浦 けん 謙 いち 一 (1958年1月26日生)	1980年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入行 2008年7月 同 福岡支店長 2010年11月 株式会社新生銀行から当行へ出向 執行役員経営部長 2012年6月 当行取締役経営部長 2012年7月 同 取締役営業企画部長 2014年7月 同 取締役経営部長 2015年8月 同 取締役システム部長兼事務部長 2016年6月 同 常務取締役(代表取締役)システム部長 兼事務部長 2017年7月 同 常務取締役(代表取締役)本店営業部長 2019年4月 同 常務取締役(代表取締役)経営部長 現在に至る 【担当】 経営部、総務部	3,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 大手銀行で支店長を歴任後、当行においては経営部長、営業企画部長、システム部長兼事務部長、本店営業部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2012年の取締役就任以来、経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。</p>			
再任 4	おお 大 さと 里 ひろ 裕 あき 昭 (1957年12月26日生)	1981年4月 当行入行 2001年4月 同 証券国際部主任調査役 2003年3月 同 総合企画部主任調査役 2004年6月 同 経営部主任調査役 2005年7月 同 経営部副部長 2008年7月 同 証券国際部長 2013年6月 同 執行役員証券国際部長 2017年6月 同 取締役証券国際部長 現在に至る	2,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営部副部長、証券国際部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2017年から取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。</p>			

(注) 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、また、現在の監査役全員（4名）は会社法第336条第4項第2号の定めに従い、本総会終了の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位及び担当
1	渡辺 宏和 <small>わたなべ ひろかつ</small> [新任] [社内]	執行役員総務部長
2	清水 紀男 <small>しみず のりお</small> [新任] [社外] [独立]	
3	松本 三加 <small>まつもと みか</small> [新任] [社外] [独立]	社外監査役
4	菅野 裕之 <small>かんの ひろゆき</small> [新任] [社外] [独立]	社外監査役
5	佐藤 親 <small>さとう ちかし</small> [新任] [社外] [独立]	

新任 …監査等委員としての新任取締役候補者

社内 …社内取締役候補者

社外 …社外取締役候補者

独立 …証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 普通株式数
新任 1	社内 わた なべ ひろ かつ 渡 辺 宏 和 (1961年3月21日生)	1983年4月 当行入行 2003年8月 同 西川支店長 2005年7月 同 総務部副部長 2008年7月 同 総務部長 2012年7月 同 東京支店長兼東京事務所長 2014年7月 同 総務部長 2015年6月 同 執行役員総務部長 現在に至る	1,820株
	<p>【取締役候補者とした理由】 支店長や東京支店長兼東京事務所長、総務部においては副部長、部長を務め、人事管理や職員の育成・能力開発に携わるなど、豊富な業務知識・業務経験を有しており、これらの実績に基づき、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である取締役に選任をお願いするものです。</p>		
新任 2	社外 独立 し みず のり お 清 水 紀 男 (1957年7月24日生)	1981年4月 日本銀行入行 2004年2月 同 青森支店長 2007年5月 同 神戸支店長 2009年5月 同 総務人事局審議役 2010年6月 同 発券局長 2013年4月 同 総務人事局長 2014年6月 同 退職 2014年7月 株式会社商工組合中央金庫常務執行役員 2015年6月 同 取締役常務執行役員 2018年6月 同 退任 2018年6月 ときわ総合サービス株式会社取締役 2019年6月 同 代表取締役社長 現在に至る	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 日本銀行において、長年にわたって金融業務に携わっており、銀行業務に精通した専門的知見を有しております。この実績を踏まえ、当行意思決定の健全性と透明性に寄与し、経営の監督強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。</p> <p>【独立性に関する補足説明】 同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 普通株式数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独 立</div> まつもと みか 松 本 三 加 (1974年2月3日生)	2000年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 桜丘法律事務所入所 2001年4月 紋別ひまわり基金法律事務所 （旭川弁護士会）所長 2006年9月 カリフォルニア大学バークレー校 （日弁連派遣）客員研究員 2007年9月 相馬ひまわり基金法律事務所 （福島県弁護士会）所属弁護士 2010年9月 浜通り法律事務所（福島県いわき市）開所 2015年6月 当行社外監査役 現在に至る 【重要な兼職の状況】 弁護士	100株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div> 3	<p>【社外取締役候補者とした理由】 弁護士として長年培ってきた知識・経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>【独立性に関する補足説明】 同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。</p> <p>【社外監査役としての在任期間】 松本三加氏は現在当行の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 普通株式数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独 立</div> 菅 野 裕 之 <small>かんのひろゆきの</small> (1954年12月15日生)	1978年4月 福島県庁入庁 2005年4月 同 財務領域財政グループ参事 2007年4月 同 総務部政策監 2009年4月 公立大学法人会津大学理事 (総務・財務担当) 兼事務局長 2011年6月 福島県庁 会計管理者兼出納局長 2012年4月 同 保健福祉部長 2014年3月 同 退職 2014年4月 公益財団法人ふくしま自治研修センター 代表理事兼所長 2018年3月 同 退職 2019年6月 当行社外監査役 現在に至る	0株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div> 4	<p>【社外取締役候補者とした理由】 福島県庁において、長年にわたって財務・財政・総務領域に携わっており、銀行業務にも通ずる豊富な経験・知識・見識を有しております。これらの実績に基づき、独立・中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		
<p>【独立性に関する補足説明】 同氏は元福島県職員であり、当行と福島県の間には預金及び融資取引等がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。</p>			
<p>【社外監査役としての在任期間】 菅野裕之氏は現在当行の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
	<p style="text-align: center;">社外 独立</p> <p style="text-align: center;">さとう ちかし 佐藤 親</p> <p style="text-align: center;">(1956年5月10日生)</p>	<p>1980年4月 郡山市役所入所</p> <p>2005年4月 同 財務部財政課長</p> <p>2008年4月 同 教育委員会事務局参事兼総務課長</p> <p>2011年5月 同 議会事務局長</p> <p>2013年4月 同 教育委員会事務局生涯学習部長</p> <p>2015年4月 同 総務部長</p> <p>2017年3月 同 退職</p> <p>2017年4月 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団常務理事</p> <p>2018年4月 同 理事長</p> <p>2020年3月 同 退任</p> <p style="text-align: center;">現在に至る</p>	0株
<p>新任</p> <p>5</p>	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>郡山市役所において、長年にわたって財務、総務領域の行政に携わっており、銀行業務にも通ずる豊富な経験、知識、見識を有しております。これらの実績に基づき、独立・中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>【独立性に関する補足説明】</p> <p>同氏は元郡山市職員であり、当行と郡山市の間に預金及び融資取引等がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。</p>		

-
- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者松本三加氏、菅野裕之氏が原案どおり選任されますと、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。また、清水紀男氏、佐藤親氏が原案どおり選任されますと、同様に賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 松本三加氏におきましては、戸籍上の氏名は渡邊三加ですが、職業上使用している氏名で表記しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、1991年6月27日開催の第86期定時株主総会において月額18百万円（年額換算216百万円）以内にご決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額180百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額66百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

以上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[企業集団の主要な事業内容]

当行グループは、当行及び連結される子会社等2社で構成され、銀行業を中心に、クレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行は、本店及び支店の合計58か店において、預金、貸出、有価証券投資、内国為替、外国為替、証券投資信託及び保険商品の窓口販売業務等を行い、地域に根ざした営業を展開しており、お客さまへのサービス向上に積極的に取り組んでおります。

株式会社大東クレジットサービスは、カード利用による消費活動に対する与信と決済代行を行うクレジットカード事業を行っております。

株式会社大東リースは、お取引先さまに対するファイナンス・リース等の事業及び住宅ローン等をご利用のお客さまに対する信用保証事業を行っております。

[金融経済環境]

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、設備投資や個人消費は増加傾向で推移し、緩やかな回復基調が続きましたが、足もとでは、新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい状態が続くとみられます。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済動向をみますと、住宅投資は減少しているものの、昨年10月に発生した台風19号の復旧関連工事などにより、公共投資は高水準で推移しました。

雇用・所得環境は、海外経済の減速や新型コロナウイルス感染症の影響から、弱めの動きがみられ始めております。

また、金融面に目を転じますと、引き続き金融緩和の状態が継続しておりますが、一方で企業倒産は増加しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、地域の金融経済環境の先行き見通しは不透明さを一層増しております。

[事業の経過及び成果]

当事業年度は「第四次経営計画」（2017年4月～2020年3月）の最終年度であり、当行は経営計画の実現に向けた取組みを一層加速させてまいりました。

事業を営んでおられるお客さまに対しては、事業承継やM&Aなどの経営課題へお応えするため、外部専門機関との連携を含めた専門チームによる提案活動に注力いたしました。

個人のお客さまに対しては、従来のフリーローンやカードローンに加え、目的ローン（マイカーローン、教育ローン）についても、WEB上でお手続きを完結できるサービスを開始したほか、新たにコンビニATM2社（イーネット、ローソン銀行）と業務提携を行うなど、利便性向上に向けた取組みを行ってまいりました。資産運用においては、多様なニーズにお応えできるよう、投資信託及び保険商品のラインナップの見直しに加え、金融商品仲介業務における取扱商品を拡充いたしました。

また、経営の一層の効率化を実現するため、物件費の削減や業務効率化に係るプロジェクトチームを設置し、全行的なコストの見直しを実施いたしました。

このような取組みの結果、当行の業績は以下のとおりとなりました。

(主要勘定)

預金（譲渡性預金を含む）につきましては、主に法人預金が増加したことなどから、前期末比29億円増加して7,437億円となりました。

貸出金につきましては、住宅ローンを中心に個人向け貸出が増加したことなどから、前期末比82億円増加して5,383億円となりました。

また、有価証券につきましては、保有資産のポートフォリオの見直しなどにより、前期末比171億円減少して1,872億円となりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益の減少などにより、前期比87百万円減少して112億87百万円となりました。

一方、経常費用は、与信費用の増加等によりその他経常費用は増加したものの、営業経費の減少などにより、前期比7億25百万円減少して98億90百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比6億38百万円増加して13億97百万円となりました。

また、当期純利益は、前期に固定資産の譲渡に伴う特別利益を計上した反動から、前期比1億74百万円減少して10億15百万円となりました。

(連結損益)

当行グループ全体の業績につきましては、主として単体の業績の影響により、経常利益14億円、親会社株主に帰属する当期純利益10億円となりました。

[対処すべき課題]

地域金融機関を取り巻く環境をみますと、マイナス金利などの金融緩和政策を背景とした収益性の低下や、少子高齢化・人口減少によるマーケットの縮小、企業倒産の増加など、厳しい経営環境が続いております。

当行では、「共創力と提案力で地域の豊かな未来を実現する」という新たな経営理念のもと、「第五次中期経営計画」（2020年4月～2023年3月）を策定し、営業地域における金融仲介機能発揮やお取引先の抱える経営課題等に関するご支援に加え、創業支援や事業再生支援等にも注力してまいります。

また、足もと、新型コロナウイルス感染症の影響から企業の業績や資金繰りの悪化、個人所得の減少などの懸念が発生しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、国、地方自治体、金融機関が一体となって地域経済を支えていくことが重要であるとの認識のもと、新たに『新型コロナ対策支援チーム』を設置するなど、資金繰りの支援をはじめ、各種補助金等の情報提供やお手続きサポートなど、お客様が抱えるお悩みやニーズに迅速に対応してまいります。

なお、引き続き、法令遵守態勢やコーポレート・ガバナンス体制を強化することで、企業価値の更なる向上に努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	139	135	125	124
経常利益	20	17	8	14
親会社株主に帰属する 当期純利益	14	12	12	10
包括利益	△7	7	22	△19
純資産額	391	395	414	390
総資産	7,910	8,004	7,897	7,906

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	6,927	6,921	6,790	6,819
定期性預金	2,914	2,736	2,609	2,466
その他	4,013	4,185	4,181	4,352
貸 出 金	4,892	5,197	5,300	5,383
個人向け	1,529	1,615	1,715	1,822
中小企業向け	1,970	2,035	2,052	2,005
その他	1,392	1,547	1,533	1,556
有 価 証 券	2,250	2,263	2,044	1,872
国 債	466	433	436	411
その他	1,784	1,830	1,607	1,460
総 資 産	7,877	7,970	7,858	7,872
内 国 為 替 取 扱 高	20,313	19,928	20,422	19,752
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 96	百万ドル 87	百万ドル 79	百万ドル 58
経 常 利 益	百万円 1,894	百万円 1,663	百万円 759	百万円 1,397
当 期 純 利 益	百万円 1,375	百万円 1,273	百万円 1,189	百万円 1,015
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	108円54銭	100円46銭	93円89銭	80円15銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 預金には譲渡性預金は含んでおりません。
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
 4. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末				前 年 度 末			
	銀行業	クレジット カード事業	リース 事業	信用保証 事業	銀行業	クレジット カード事業	リース 事業	信用保証 事業
使用人数	498人	6人	2人	0人	515人	5人	4人	0人

(注) 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使用人数	498人	515人
平均年齢	39年 11月	39年 4月
平均勤続年数	17年 4月	16年 10月
平均給与月額	321千円	316千円

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、時間外手当を含む3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

- (イ) 当行の主要な営業所及び営業所数
 福島県：本店営業部はじめ55店（前年度末55店）
 栃木県：宇都宮支店（前年度末1店）
 埼玉県：さいたま支店（前年度末1店）
 東京都：東京支店（前年度末1店）
 (ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者数の一覧
 該当ありません。
 (ハ) 当行が営む銀行代理業等の状況
 該当ありません。

ロ. クレジットカード事業

株式会社大東クレジットサービス：郡山市中町19番1号

ハ. リース事業、信用保証事業

株式会社大東リース：郡山市中町19番1号

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	220
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
該当ありません	—

ハ. 重要な設備の処分

該当ありません。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 大東クレジット サービス	郡山市中町 19番1号	クレジットカードの 取扱いに関する業務	1989年 11月24日	40百万円	43.75%	—
株式会社 大東リース	郡山市中町 19番1号	各種物件等に係るリ ース業務及び住宅ロ ーン等の保証業務	1990年 3月9日	380百万円	85.30%	—

重要な業務提携の概況

- ①第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ②第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ③第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。
- ⑤株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。
- ⑥株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。
- ⑦株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。
- ⑧株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木孝雄	取締役（代表取締役） 監査役	—	—
岡安廣	常務取締役 （代表取締役） 審査部、証券国際部担当	—	—
三浦謙一	常務取締役 （代表取締役） 経営部、総務部担当	—	—
芳賀良	取締役 （代表取締役） システム部、システム部担当	—	—
古川光雄	取締役 （代表取締役） 営業推進部、営業企画部、営業推進部担当	—	—
村上浩	取締役 （代表取締役） 本店営業部	—	—
大里裕昭	取締役 （代表取締役） 証券国際部	—	—
笠間善裕	取締役 （社外役員）	弁護士	—
小野利信	取締役 （社外役員）	—	—
佐久間忠	常勤監査役	—	—
遠山浩	監査役 （社外役員）	—	—
松本三加	監査役 （社外役員）	弁護士	—
菅野裕之	監査役 （社外役員）	—	—

- (注) 1. 取締役笠間善裕氏、取締役小野利信氏、監査役遠山浩氏、監査役松本三加氏及び監査役菅野裕之氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役松本三加氏の戸籍上の氏名は渡邊三加ですが、職業上使用している氏名で表記しております。
3. 2019年6月21日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって、退任した役員は次のとおりであります。

役 職	氏 名	退任事由
社 外 監 査 役	阿 久 津 文 作	任期満了

4. 当年度中に退任した役員の役職は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	9名	84 (0)
監 査 役	5名	23 (0)
計	14名	107 (0)

- (注) 1. () は、報酬以外の金額であります。
2. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬34百万円を支給しております。
3. 上記には、2019年6月21日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 株主総会で定められた報酬限度額
 取締役 216百万円
 監査役 66百万円
5. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
笠 間 善 裕	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外役員との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
小 野 利 信	
遠 山 浩	
松 本 三 加	
菅 野 裕 之	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
笠 間 善 裕	弁護士
小 野 利 信	—
遠 山 浩	—
松 本 三 加	弁護士
菅 野 裕 之	—

(2) 社外役員の名活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
笠間善裕	11年9か月	当事業年度開催の取締役会15回中13回出席	弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
小野利信	1年9か月	当事業年度開催の取締役会15回中15回出席	行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
遠山浩	5年9か月	当事業年度開催の取締役会15回中15回出席 当事業年度開催の監査役会15回中15回出席	金融機関で長年培ってきた知識・経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
松本三加	4年9か月	当事業年度開催の取締役会15回中15回出席 当事業年度開催の監査役会15回中15回出席	弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
菅野裕之	9か月	2019年6月21日就任以降開催の取締役会10回中10回出席 2019年6月21日就任以降開催の監査役会10回中10回出席	行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	16 (－)	－

- (注) 1. 上記には、2019年6月21日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	18,000千株
	発行済株式の総数	12,701千株
		(自己株式28千株を含む)

(2) 当年度末株主数	8,192名
-------------	--------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社プロスペクト	2,376 ^{千株}	18.75 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,148	9.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	474	3.74
大東銀行行員持株会	438	3.46
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	372	2.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	338	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	209	1.64
株式会社東邦銀行	196	1.55
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	178	1.40
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	152	1.20

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(28千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 富樫 健一 指定有限責任社員 久保 暢子	40	—

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する当該事業年度に係る報酬等の合計額は40百万円であります。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制が十分でない認められた場合は、監査役会が会計監査人の解任又は不再任を決定する方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行は会社法及び同法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会において「コンプライアンス基本方針」、「役員コンプライアンス規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その周知徹底を図る。
 - ・行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署を経営部とする。
 - ・本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・マインド醸成のための啓蒙活動等を実施する。
 - ・法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等について、定期的に検討・協議する。
 - ・不祥事件の未然防止のため、使用人の人事ローテーション及び連続休暇制度を実施する。
 - ・取締役会において「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶する。

- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」に基づき、適正に保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行う。
- ・銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、経営部（リスク担当）を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・協議する。
- ・内部監査を行う部署として、監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定し、監査方針、監査計画書を取締役会で策定して実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「社則」及び「事務規程」を制定する。

⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制]

- ・当行は、子会社の経営内容を的確に把握するため「関連会社管理規程」を制定し、協議・承認事項や報告事項を明確化する。

[子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- ・当行は「関連会社管理規程」に基づき、子会社が行うリスク管理上の重要な事項については、事前に協議し、主管部において適切な管理・指導を行う。

[子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- ・子会社が策定する経営方針は、当行の主管部にて事前に協議し、決裁を行う。
- ・当行は、円滑な子会社相互の活動と業務上の諸問題につき協調を促進するため、必要ある場合には、関連会社会議を開催する。

-
- [子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]
- ・子会社においても、「コンプライアンス計画」及び「コンプライアンス・マニュアル」の規程を具備させる。
 - ・当行は「内部監査規程」に基づき、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務執行状況について内部監査を実施する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助するため、監査部内に監査役会事務局を設置する。
- ・監査役会事務局の人員は、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役会事務局に所属する使用人は、監査役会事務局の業務を行うにあたって、監査役以外の者の指揮命令を受けない。また、その実効性を確保するために監査役会事務局に所属する使用人が変更となった場合は、その旨を取締役に報告する。
- ・監査役会事務局に所属する使用人の人事異動や評価等については、監査役会の意見を尊重する。

⑧当行並びに子会社の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当行並びに子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件が発生した場合、速やかに当行の監査役へ報告することとする。
- ・「公益通報者保護規程」において、当行並びに子会社の取締役及び使用人は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関して、当行常勤監査役又は経営部（法務・コンプライアンス担当）、外部弁護士又は職員専用ウェブサイト相談窓口へ相談・通報することができる。

- ⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・「公益通報者保護規程」において、通報者に対して当該通報をしたことを理由に解雇その他いかなる不利益取扱も行わないことを定める。
- ⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役会は、「監査役会規程」に基づき、監査役の職務の執行上必要と認められる監査費用について予算の決議を行う。
- ⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要あると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施する。
 - ・代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ①コンプライアンス体制
- ・コンプライアンスに関するアンケートを実施し、役職員がコンプライアンスに対する意識を自己評価することでコンプライアンスの重要性を再確認するとともに、集計結果を以後のコンプライアンス環境の改善に活用しました。
 - ・行内文書「法務・コンプライアンスニュース」を24回発刊し、最近のコンプライアンス上の留意事項について周知徹底を図ったほか、部店長会議や各種研修会等においてコンプライアンス研修を当事業年度において計13回実施し、コンプライアンスの重要性について周知徹底いたしました。

-
- ・法務・コンプライアンス委員会を当事業年度において計4回開催し、コンプライアンスを着実に実践するために必要な事項等について協議・検討を行いました。

②リスク管理体制

- ・各種リスクの評価やモニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・討議を行うためリスク管理委員会を当事業年度において計8回開催し、各種リスクの状況等の報告を受け必要な決定を行いました。
- ・内部監査については年度毎に作成する監査計画書に基づき、延べ136部店において内部監査（現物監査、フォローアップ監査を含む。）を実施し、内部管理体制についての報告を受け必要な改善指示を行いました。

③当行及び子会社における態勢

- ・関連会社業務進捗ヒアリングを当事業年度において計3回実施し、子会社の管理・指導を実施いたしました。また、子会社の業務執行状況について、内部監査規程に基づき内部監査を実施しました。

④監査役に関する体制

- ・監査役監査の実効性を高め、監査業務を円滑に執行するための体制を確保するため、監査役会事務局として監査部所属の職員1名を配置しております。
- ・監査役は、監査役会を定例的に毎月1回（必要に応じて随時開催。当事業年度において計15回）開催するとともに、取締役会をはじめとする重要な会議にそれぞれ出席しております。また、常勤監査役は、業務監査を計22部店実施しました。
- ・代表取締役は当行の監査役会と当事業年度において計2回の会合をもち、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行いました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第115期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	49,808	預金	681,903
現金	12,452	当座預金	9,422
預け金	37,356	普通預金	413,611
有価証券	187,232	貯蓄預金	6,598
国債	41,196	通知預金	3,123
地方債	13,315	定期預金	246,439
社債	83,183	定期積金	215
株式	4,006	その他の預金	2,491
その他の証券	45,530	譲渡性預金	61,833
貸出金	538,354	外国為替	0
割引手形	986	未払外国為替	0
手形貸付	16,216	その他負債	2,539
証書貸付	480,611	未払法人税等	105
当座貸越	40,540	未払費用	322
外国為替	450	前受収益	172
外国他店預け	450	給付補填備金	0
その他資産	1,108	金融派生商品	59
前払費用	2	資産除去債務	35
未収収益	636	その他の負債	1,843
金融派生商品	0	賞与引当金	122
その他の資産	468	退職給付引当金	1,329
有形固定資産	10,054	睡眠預金払戻損失引当金	275
建物	1,838	偶発損失引当金	115
土地	7,792	再評価に係る繰延税金負債	1,065
その他の有形固定資産	424	支払承諾	1,079
無形固定資産	955	負債の部合計	750,264
ソフトウェア	835	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	120	資本金	14,743
前払年金費用	391	資本剰余金	1,294
繰延税金資産	109	資本準備金	1,294
支払承諾見返	1,079	利益剰余金	20,229
貸倒引当金	△2,274	利益準備金	717
資産の部合計	787,270	その他利益剰余金	19,512
		別途積立金	14,900
		繰越利益剰余金	4,612
		自己株式	△48
		株主資本合計	36,219
		その他有価証券評価差額金	△1,075
		土地再評価差額金	1,862
		評価・換算差額等合計	786
		純資産の部合計	37,005
		負債及び純資産の部合計	787,270

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第115期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		11,287
資金運用収益	7,934	
貸出金利息	5,964	
有価証券利息配当金	1,929	
預け金利息	40	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	2,642	
受入為替手数料	695	
その他の役務収益	1,946	
その他業務収益	264	
商品有価証券売却益	0	
国債等債券売却益	264	
その他経常収益	446	
償却債権取立益	81	
株式等売却益	222	
その他の経常収益	142	
経常費用		9,890
資金調達費用	144	
預金利息	134	
譲渡性預金利息	10	
役務取引等費用	1,059	
支払為替手数料	97	
その他の役務費用	961	
その他業務費用	77	
外国為替売却損	37	
国債等債券売却損	34	
その他の業務費用	5	
営業経費	7,708	
その他経常費用	901	
貸倒引当金繰入額	361	
貸出金償却	211	
株式等売却損	2	
株式等償却	231	
その他の経常費用	94	
経常利益		1,397
特別利益		14
固定資産処分益	14	
特別損失		27
固定資産処分損	27	
税引前当期純利益		1,384
法人税、住民税及び事業税	385	
法人税等調整額	△17	
法人税等合計		368
当期純利益		1,015

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	49,809	預金	681,221
有価証券	186,941	譲渡性預金	61,833
貸出金	538,006	借入金	470
外国為替	450	外国為替	0
リース債権及びリース投資資産	2,298	その他負債	4,089
その他資産	2,929	賞与引当金	125
有形固定資産	10,263	退職給付に係る負債	1,278
建物	1,901	睡眠預金払戻損失引当金	275
土地	7,930	偶発損失引当金	115
その他の有形固定資産	430	繰延税金負債	9
無形固定資産	969	再評価に係る繰延税金負債	1,065
ソフトウェア	846	支払承諾	1,079
その他の無形固定資産	122	負債の部合計	751,564
退職給付に係る資産	397	(純資産の部)	
繰延税金資産	109	資本金	14,743
支払承諾見返	1,079	資本剰余金	1,294
貸倒引当金	△2,599	利益剰余金	21,359
		自己株式	△48
		株主資本合計	37,349
		その他有価証券評価差額金	△988
		土地再評価差額金	1,862
		退職給付に係る調整累計額	46
		その他の包括利益累計額合計	919
		非支配株主持分	821
		純資産の部合計	39,090
資産の部合計	790,655	負債及び純資産の部合計	790,655

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		12,452
資金運用収益	7,958	
貸出金利息	5,987	
有価証券利息配当金	1,930	
預け金利息	40	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	2,913	
その他業務収益	1,100	
その他経常収益	479	
償却債権取立益	81	
その他の経常収益	398	
経常費用		10,986
資金調達費用	148	
預金利息	134	
譲渡性預金利息	10	
借入金利息	4	
役務取引等費用	1,026	
その他業務費用	793	
営業経費	8,074	
その他経常費用	943	
貸倒引当金繰入額	385	
その他の経常費用	557	
経常利益		1,466
特別利益		14
固定資産処分益	14	
特別損失		27
固定資産処分損	27	
税金等調整前当期純利益		1,452
法人税、住民税及び事業税	412	
法人税等調整額	△33	
法人税等合計		378
当期純利益		1,073
非支配株主に帰属する当期純利益		11
親会社株主に帰属する当期純利益		1,062

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大東銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大東銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社大東銀行	監査役会
常勤監査役 佐久間	忠 ㊟
社外監査役 遠山	浩 ㊟
社外監査役 松本	三 加 ㊟
社外監査役 菅野	裕 之 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

〒963 - 8004
福島県郡山市中町19番1号
当行本店大会議室(6階)
電話 (024) 925-1111

当日受付(入場)は午前9時より開始いたします。

交通のご案内

電車でお越しの株主さま

J R 郡山駅より徒歩5分



お車でお越しの株主さま

本店南側のリパーク郡山
大東銀行南駐車場をご利用
願います。



駐車場詳細図



大東銀行

ホームページ <https://www.daitobank.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。